

# 「学校いじめ防止基本方針」

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

本校の建学の精神に則り、信頼と愛の心を育むという強いメッセージを教育の柱として、いじめを許さない人づくりを目指す。その方針の下、全教職員が一致協力して「いじめ」問題に対峙すると共に、「いじめられてよい人はいない。いじめてよい権利を持っている人もいない。」という原則のもと、困難に立ち向かう勇気と正義感を持つ生徒の育成に全力を尽くす。そのためには、「いじめ」防止に努めるとともに、「いじめ」問題が発生した場合、早期に対応を実施し保護者との協力体制を強化して行くことが必要であるとする。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等が他の生徒等に対して行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等、本人にとって不快なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団および個人による無視
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする身体への暴力
- ・金品を隠されたり、たかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする物品への被害
- ・本人にとって恥ずかしいこと、危険なこと、意に反することを強要される
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 3. いじめ防止のための組織

校長・副校長・教頭・(副教頭)・カトリック人権教育推進部長・生徒指導部長・スクールカウンセラー・教育支援担当者・関係教職員(担任・学年主任など)からなる「いじめ対策委員会」を設け、下記の項目について検討し、校長・副校長・教頭の承認を得て実施するものとする。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ未然防止
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画進捗のチェック
- ・各取組の有効性の検証
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4. 年間計画

各学期1回の人権L.H.R.で「いじめ」問題に関する内容を含めて行う。  
年1回、「いじめ」問題に関する内容を含めて教職員研修を行う。

## 5. 取組状況の把握と検証

年度2回実施する「学校生活アンケート」結果、個人懇談、日頃の学校活動で知り得た情報から、必要に応じてケース会議、または、いじめ対策委員会を実施する。取組の進捗状況やいじめの対処がうまく行かなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことの基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、宗教、特別活動、総合的な学習の時間、及び総合的な探究の時間を通して、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が他者の痛みや感情を共感するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2. いじめ防止のための措置

- (1) いじめに対する理解を深めるため、教職員に対しては外部研修に参加した教職員による職員協議会での報告時間を設定し、研修内容を全教職員に共有するよう努める。また、生徒に対しては、発達段階に応じた「いじめの予防の教育」を実施する。その際、必要に応じて保護者にも案内を行い、参加を促すと共に、いじめに対する理解を求めるよう働きかける。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、本校の教育コンセプトの一つである「違いを受け入れ、かけがえのない存在であることを認め合う心を育成する」を徹底的に実践し、自分と他者とを共に大切にすることを養うよう努める。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、まず、自分自身を大切にすることにより、自己肯定感を育む。次に、他者を自分と同じように大切にすることの重要性を学ばせる。

## 第3章 早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、学校教職員は何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

そのためには、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃すことの無いよう、担任及び教科担当者をはじめ、全教職員が注意深く生徒を観察することが求められる。

また、教職員間の連携を密にし、生徒の情報交換を積極的に行うと共に、それらの情報を共有することにより、いじめの早期発見とその解決に向かうことが重要であると考えられる。

## 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 生徒の実態把握の方法として、生徒の発達段階や状況等を考慮し、実施対象（全学年・学年・クラス・メンバー等）を決定してアンケート調査等を実施する。  
また、教育支援担当教員やスクールカウンセラー、養護教諭（保健センター）などの相談窓口を用意し、生徒が相談しやすい状況を作る。更に、日常の観察結果を会議等で情報交換し、素早い対応ができる体制を整える。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、「いじめの予防教育」の際は、保護者にも参加を積極的に促し、いじめ防止に努める。
- (3) 生徒・保護者・教職員が、いじめに関して相談できる体制として、特に教育支援担当教員が窓口となって、スクールカウンセラー等との相談を抵抗なくできるよう進める。
- (4) 保護者への連絡を徹底し、相談体制を広く周知する。また、いじめ対策委員会により、適切に相談体制が機能しているかなど、定期的に検討する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護を前提として必要最小限に留めることを原則とする。

## 第4章 いじめへの対応策

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。

よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手が自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができるようになる。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育効果を高めることが大切である。

### 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階からの的確に関わり、被害生徒等の安全を確保する。そのためには、いじめ対策委員会が中心となって、当該学年の教員集団と共に迅速に対応する。
- (2) 関係教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に情報提供を行う。
- (3) 校長は、必要に応じて副校長・教頭（副教頭）・関係幹部・関係教職員で構成するいじめ特別対策委員会を招集して事実確認の結果等を踏まえた対策を講じるとともに、その内容を被害者・加害者の保護者に連絡する。また、理事会に状況を報告する。
- (4) いじめ事象が悪質で、明らかに刑法等に触れる場合には、所轄警察署に相談し、適切な援助を求めることもある。

### 3. いじめられた生徒又は保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止措置を活用するなど、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境を確保する。
- (2) 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て、生徒・保護者の不安を取り除く対応を行う。

#### 4. いじめた生徒への指導及びその保護者への対応

- (1) いじめた生徒に対して組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、いじめの状況やその背景についても十分な聞き取りを行い、長期的な体制のもとに指導を行う。
- (2) いじめた生徒の保護者と連携し、生徒の指導方針に理解と協力を求めると共に定期的に連絡を取り合いながら、継続的かつ効果的な指導をしていく。
- (3) いじめた生徒の将来を見据え、反省の後は、安心して学校生活を送れるように配慮する。

#### 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるために、いじめがもたらす問題点をいじめられた生徒の視点に立って考えさせる指導を徹底する。
- (2) 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、全ての人がかげがえのない存在であることを理解させる。

\*実際、多くの事象において、加害者側、被害者側の決定が困難で、いじめを行っていた認識がなく、双方が被害者であると訴える場合が多く存在する。その為、自分の言動によって相手がどのような感情を抱いたかなど、しっかりと話し合う場を設けることが不可欠である。保護者の対応についても、客観的事実を伝え、学校としての見解を丁寧に説明することが求められる。

#### 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめの問題の大きさを理解させるため、生徒や保護者対象の情報モラル教育を必要に応じて実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、内容の保存・プリントアウトを行い、書き込み内容等を把握して指導に当たる。
- (3) 書き込み内容によっては、法務局や所轄警察署等、外部機関に相談してその連携の下に解決を図る。

### 第5章 その他

- (1) 中高組織としては、いじめ対策委員会を中心としてその対応に当たるが、必要に応じて職員協議会で情報共有・検討を行い、全教職員が共通理解の上で問題解決に向かう。
- (2) 理事会への報告等は、いじめ事象の内容によって、事前報告・中間報告・事後報告とする。

附則 この方針は2013年12月20日より施行する。  
2014年4月1日一部改正  
2015年4月1日一部改正  
2019年4月1日一部改正  
2020年12月10日一部改正